

安曇野市技能者褒賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた技能を市内産業の発展のために役立て、その功績のある者(以下「技能者」という。)を褒賞することについて、必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の基準)

第2条 褒賞は、別表に掲げる職種に現に従事する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものに対しこれを行う。

- (1) 現に従事する職種におおむね30年以上従事し、当該職種に係る優れた技能を持ち、及びその技術の高さが認められる者
- (2) 後進の育成等業界の発展に寄与した者
- (3) 現に市内に住所を有する者

2 前項に規定する褒賞は、同一の職種につき1人1回に限り行うものとする。

(推薦手続)

第3条 褒賞の対象となる者の推薦は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを行うものとする。

- (1) 褒賞の対象となる者が職種別団体に加入している場合 当該職種別団体
- (2) 褒賞の対象となる者が職種別団体に加入していない場合又は職種別団体が組織されていない場合 次のいずれかに該当するもの
 - ア 安曇野市商工会、安曇野工業会その他の各種事業又は地域の発展のために総合的な活動を行う団体として市長が認めるもの
 - イ 同一又は関連する職種の技能者

2 前項の規定により推薦を行おうとするものは、技能者褒賞推薦書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(褒賞者の決定)

第4条 市長は、前条第2項の規定により推薦のあった者のうちから、褒賞をする者を決定する。

(褒賞の時期及び方法)

第5条 褒賞は、原則として毎年11月に行うものとする。

2 褒賞は、褒状及び記念品を贈り、これを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、褒賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| | 職業分類 | 職種 |
|---|-----------------|--|
| 1 | 金属材料製造業 | (1) 製鉄 ^{せん} 工、製鋼工 (2) 非鉄金属製錬工 (3) 鋳物製造工 (4) 鍛造工 (5) 金属熱処理工 (6) 圧延工 (7) 伸線工 (8) 金属材料検査工 (9) その他の金属材料製造 |
| 2 | 金属加工業 | (1) 汎用金属工作機械工 (2) 板金工 (3) 金属研磨工 |
| 3 | その他の金属加工等 | (1) 金属プレス工 (2) 鉄工、製缶工 (3) くぎ・ばね・金属線製造工 (4) 金属研磨工 (5) 金属彫刻工 (6) 金属製品製造工 (7) 金属加工・溶接検査工 (8) その他の金属加工等 |
| 4 | 金属溶接・溶断・めっき業 | (1) 金属溶接・溶断工 (2) めっき工 |
| 5 | 一般機械器具組立・修理業 | (1) 一般機械器具組立工 (2) 一般機械器具修理・検査工 |
| 6 | 計器・光学機械器具組立・修理業 | (1) 時計組立工・修理工 (2) 計量計測機器組立工・修理工 (3) 光学機械器具組立工・修理工 (4) レンズ研磨工・加工工 (5) 他に分類されない光学機械器具組立工 |
| 7 | 電気機械器具組立・修理業 | (1) 電気機械組立工 (2) 民生用電子・電気機械器具組立工 (3) 電気通信機械器具組立工 |

| | | |
|----|---------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (4) 電子応用機械器具組立工 (5) 半導体製品製造工 (6) 電球・電子管組立工 (7) 電子機器部品組立工 (8) 束線工 (9) 被覆電線製造工 (10) 乾電池・蓄電池製造工 (11) 電気機械器具検査工 (12) 電気機械器具修理工 (13) その他の機械組立 |
| 8 | 電気作業員 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 発電員、変電員 (2) 送電線架線・敷設作業員 (3) 配電線架線・敷設作業員 (4) 通信線架線・敷設作業員 (5) 電気通信設備作業員 (6) 電気工事作業員 |
| 9 | 輸送用機械器具組立・修理等 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車組立工 (2) 自動車整備・修理・板金工 (3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く。） (4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く。） (5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く。） (6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理等 |
| 10 | 染色・紡糸等繊維製造業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 紡織工 (2) 繊維製品製造工 (3) その他の繊維製品製造・検査 |
| 11 | 衣服製造業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 衣服製造工 |
| 12 | 建設業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 大工 (2) 型枠大工 (3) 鉄筋工 (4) とび工 |
| 13 | 土木・舗装・鉄道線路工事業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木作業員 |

| | | |
|----|----------------|--|
| | | (2) 鉄道線路工事作業員 |
| 14 | 採鉱・砕石及びその他の採掘業 | (1) 採鉱員 (2) 石切出作業員 (3) 砂利・砂・粘土採取作業員 (4) ダム・トンネル掘削作業員 (5) さく井・ボーリング機械運転工 (6) その他の採掘業 |
| 15 | その他の建設業 | (1) ブロック積工、タイル張工 (2) 屋根ふき工 (3) 左官 (4) 配管工 (5) 防水工 (6) 建築塗装工 (7) 建築板金工 (8) その他の建設業 |
| 16 | 建設機械運転業 | (1) 建設機械運転工 |
| 17 | 農林漁業等 | (1) 植木職、造園師 (2) 農業技能者 (3) 造林技能者 (4) 漁労技能者 |
| 18 | 窯業製品製造業 | (1) 窯業製品製造工 (2) 窯業製品検査工 (3) その他の窯業・土石製品製造業 |
| 19 | 化学製品製造業 | (1) 化学製品製造工 (2) 化学製品検査工 (3) その他の化学製品製造業 |
| 20 | ゴム・プラスチック製品製造業 | (1) ゴム製品製造工 (2) 他に分類されないゴム製品製造工 (3) プラスチック製品製造工 (4) 他に分類されないプラスチック製品製造工 (5) ゴム・プラスチック製品検査工 |
| 21 | 土石製品製造業 | (1) 土石製品製造工 |
| 22 | 木・竹・草・つる製品製造業 | (1) 木製製品製造工 (2) 木・竹・草・つる製品検査工 |

| | | |
|----|-----------------|--|
| | | (3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種 |
| 23 | パルプ・紙・紙製品製造業 | (1) パルプ・紙・紙製品製造工 (2) パルプ・紙・紙製品検査工 (3) その他のパルプ・紙・紙製品製造業 |
| 24 | 印刷・製本業 | (1) 印刷・製本作業員 (2) その他の印刷・製本業 |
| 25 | 革・革製品製造業 | (1) 革・革製品製造工 (2) その他の革・革製品製造業 |
| 26 | 食料品製造業 | (1) 麺類製造工 (2) パン・菓子製造工 (3) 豆腐・こんにゃく・麩製造工 (4) 缶詰・瓶詰・レトルト食品製造工 (5) 乳・乳製品製造工 (6) 水産物加工工 (7) 食肉加工品製造工 (8) 野菜漬物工 (9) 保存食品・冷凍加工食品製造工 (10) 弁当・惣菜類製造工 |
| 27 | 食品原料製造業 | (1) 精穀工 (2) 製粉工 (3) みそ・しょう油製造工 (4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工 |
| 28 | 飲料・たばこ製造業 | (1) 飲料・たばこ製造工 (2) その他の飲料・たばこ製造業 |
| 29 | 生活衛生サービス | (1) 理容師 (2) 美容師 (3) 美容サービス職 |
| 30 | 飲食物調理及び接客サービス | (1) 調理人 (2) バーテンダー (3) 飲食物給仕係 |
| 31 | その他の技能工、生産工程の職業 | (1) 内張工 (2) 塗装工 (3) 畳工 |

| | | |
|----|----------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (4) 内装工 (5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業 (6) 画工、広告美術工 (7) 映写技士 (8) 製図工、写図工 (9) 製品包装作業員 (10) その他の生産関連・生産類似の職業 |
| 32 | 装身具等身の回り品製造業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。) (2) その他の装身具等身の回り品製造業 |
| 33 | 情報処理技術・通信技術職 | <ul style="list-style-type: none"> (1) システム設計技術者 (2) ソフトウェア開発技術者 (3) システム運用管理者 (4) 通信ネットワーク技術者 (5) その他の情報処理技術・通信技術職 |
| 34 | 定置機関・機械運転業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ボイラーオペレーター (2) クレーン・巻上機運転工 (3) ポンプ・送風機・圧縮機運転工 (4) その他の定置機関・機械運転業 |
| 35 | 開発技術者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 開発技術者 |
| 36 | その他の生活、衛生サービス | <ul style="list-style-type: none"> (1) クリーニング工 (2) 洗張職 (3) その他の清掃の職業 |
| 37 | その他市長が適当と認めたもの | 1 から 36 までに属さない技能的職種で市長が適当と認めたもの |

技能者褒賞推薦書

| | | | | | |
|--------------------|------------------------------------|--------------|---|----------------|---|
| ふりがな | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 氏名 | | 年齢（月日現在） | （ | 歳） | |
| 現住所 | 安曇野市 | 電話番号 | （ | ） | － |
| 入社年月日 | 年 | 月 | 日 | 勤務年数 （月日現在） | 年 |
| 職種 | 所属及び地位職名 | 免許・資格（取得年月日） | | | |
| | | | | | |
| 職 歴 | 事業所名 | 在職期間 | | 従事年月数 | |
| | | 年 | 月 | ～ | 年 |
| | | 年 | 月 | ～ | 年 |
| | | 年 | 月 | ～ | 年 |
| | | 年 | 月 | ～ | 年 |
| | 通算従事年月数 | 年 | | | |
| 現在所属している事業所等の概要 | | | | | |
| 事業所名 | | | | | |
| 所在地 | | 電話番号 | （ | ） | － |
| 創業年月日 | 年 | 月 | 日 | 従業員数 | 名 |
| 事業の概要 | | | | | |
| 推薦理由（具体的にご記入ください。） | | | | | |
| 技能の概要 | | | | | |
| 功績の概要 | | | | | |
| 後進指導育成の概要 | | | | | |
| 主たる表彰歴 | 表彰（技能に関するもののみ記載。必要に応じて行を追加してください。） | | | 表彰年月 | |
| | | | | 年 | |
| | | | | 年 | |
| その他参考事項 | | | | | |
| | | | | | |

安曇野市技能者褒賞要綱第3条第2項の規定により、上記の者を推薦します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(推薦者) 氏名 (団体の場合は、その名称及び代表者氏名)

_____ ㊟

住所 (団体の場合は、主たる事務所等の所在地)

_____ 連絡先 (団体の場合は、担当者氏名及び電話番号)
